

欠損金の繰戻しによる還付請求書										※整理番号						
										※連結グループ整理番号						
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿				納 税 地		〒										
				(フリガナ)		電話() -										
				法 人 名 等												
				法 人 番 号												
				(フリガナ)												
				代 表 者 氏 名												
				代 表 者 住 所		〒										
				事 業 種 目		業										
法人税法第 80 条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。																
記																
欠 損 事 業 年 度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日				還付所得事業年度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日								
区 分						請 求 金 額			※ 金 額							
欠損事業 年度の欠 損金額	欠 損 金 額				(1)											
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額				(2)											
還付所得 事業年度 の所得金 額	所 得 金 額				(3)											
	既に欠損金の繰戻しを行った金額				(4)											
	差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))				(5)											
還付所得 事業年度 の法人税 額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額				(6)	0 0										
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				(7)											
	控 除 税 額				(8)											
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額				(9)	0 0										
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額				(10)											
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額				(11)											
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))				(12)											
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額				(13)											
差 引 法 人 税 額 ((1 2) - (1 3))				(14)												
還 付 金 額 ((1 4) × (2) / (5))				(15)												
請 求 期 限		令和 年 月 日				確定申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日								
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 ____ 漁協・農協 ____ 本所・支所 ____ 預金 口座番号 ____				2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ____ 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 ____										
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 80 条第 4 項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し																
税 理 士 署 名																
※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番号		番 号		整 理 簿		備 考		通信 日付印	年 月 日	確 認	

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。

① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税法第 7 条、租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）

イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第 4 条の 7 に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）

(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人

(ii) 相互会社及び保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社

(iii) 受託法人

(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合

ニ 人格のない社団等

② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平成 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）

③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条）

イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限り、）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。

ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。

ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。

(2) 法第 80 条第 4 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り、）

ホ 再生手続開始の決定

- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。
- (1) 上記1(1)の場合（法第80条第1項の規定により提出する場合） 欠損事業年度の確定申告書の提出時
上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のもので有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イからニまでに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特法附則第4条）。
- (2) 上記1(2)の場合（法第80条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
- イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。
- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
- なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。
- (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
- イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）、別表一（二）又は別表一（三））の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。
- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。
- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）若しくは別表一（三）の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄）の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
- なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一（一）の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一（二）若しくは別表一（三）の「リース特別控除取戻税額」欄）の金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額

(還付加算金は含みません。)を記載してください。

- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

- (2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。